

協働と助け合いのまちづくりを目指して

「鏡野町輝くまちづくり基本条例」が町議会12月会議で成立し制定されました。

鏡野町では合併以来、住民と行政が協働でまちづくりを推進するため、「鏡野町未来・希望基金事業」等に取り組んでまいりましたが、個性化及び多様化する町民ニーズや様々な社会的課題に対して、行政への二方的な要求や他人任せでは対応できなくなっています。

また、地方自治体では自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。

このような中で、合併10周年を契機に二層、協働と互助のまちづくりを推進し、豊かで活力ある、人と町が輝く鏡野町を築くため本条例を制定したものです。

人と人とのつながりを大切にした、協働と互助のまちづくりを推進しましょう。

(先月号と今月号で条例の全文をお知らせします。)

(町民等の権利)

第4条 町民等は、等しく尊重され、町政及びまちづくりに参加する権利を有する。

2 町民等は、町政に関する情報を知り、意見を述べる権利を有する。

(町民等の役割と責務)

第5条 町民は、まちづくりの基本理念にのっとり、地域社会の一員として自らできることを考えて行動し、公益活動及び町政に参加し、並びに協働と互助の意識を持ってまちづくりに努めるものとする。

2 町民は、参画及び協働に

るものとする。

(町の役割と責務)

第6条 町は、まちづくりの基本理念にのっとり、まちづくりを推進するための環境の整備に努めるものとする。

2 町は、まちづくりを推進するため、必要な情報を積極的に提供し、広く町民等の意見を求め、また、町民等からの働きかけに対し適切に対処するよう努めるものとする。

3 町は、まちづくりを推進するため、職員に対して、協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 町は、まちづくりを推進するため、町民等と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 町民等が町政に参画することができるとする。

(2) 町民等が互いに支援することができるとする。

(3) 情報提供及び情報交換の推進、活動拠点の確保並びに人材開発の環境整備に関する

ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりを推進するため

に必要なと認める事項

2 町は、前項の施策を実施するため、町の組織内における体制を整備するものとする。

(町民等の参画推進)

第8条 町は、まちづくりを推進するため、町民等と互いに情報を開示し、及び共有し合うとともに、町民等が町政に参画する機会を充実させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 政策を形成する段階から、行政情報を分かりやすく提供し、町民等からの意見を受け止めるとともに、町民等が町政に多様な形態で参画できるための仕組みを整備すること。

(2) 町民、公益活動団体及び事業者からの協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(審査会等への町民参画の推進)

第9条 町は、審査会、審議会その他の附属機関及びこれらに類するものの委員を選任するときは、中立性を保持するとともに、男女比率、年齢

構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、町民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 町は、前項の委員の選任に当たっては、公募等の方法により、幅広い町民の参画に努めるものとする。

(施策及び事務事業の評価)

第10条 町は、町が実施する各施策及び事務事業について、絶えず振り返りの評価を行い、真にまちづくりに貢献するものとなるようにしなければならない。

(この条例の検討及び見直し等)

第11条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が鏡野町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討を行うものとする。

2 町は、前項の検討の結果を踏まえ、条例を見直す等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

お問い合わせ先 鏡野町総合政策室
電話(0866)541-26083